

1. 当社旅行業約款（標準旅行業約款と同一内容）の以下の項目について、つぎのとおりに変更する。

**【変更箇所】**

- ・ 募集型企画旅行契約の部別表第一 取消料（第十六条第一項関係）
- ・ 募集型企画旅行契約の部別表第二 変更補償金（第二十九条第一項関係）
- ・ 受注型企画旅行契約の部第十六条第一項（旅行者の解除権）
- ・ 受注型企画旅行契約の部別表第一 取消料（第十六条第一項関係）
- ・ 受注型企画旅行契約の部別表第二 変更補償金（第三十条第一項関係）

(1) 募集型企画旅行契約の部別表第一 取消料

別表第一 取消料（第十六条第一項関係）	
一 国内旅行に係る取消料	
区 分	取消料
（一）次項、第三項及び第四項以外の募集型企画旅行契約	
（略）	（略）
（二）航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券を利用する募集型企画旅行契約であって、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称、並びに当該航空券に関して航空会社が定める取消手数料、違約料、払戻手数料その他の航空運送契約の解除に要する費用（以下、総称して「航空券取消料等」といいます。）の条件（以下「航空券取消条件」といいます。）及び金額を明示したもの	
イ 旅行契約締結後に解除する場合（口からへに掲げる場合を除く。）	旅行契約を解除した時点において航空券取消条件を適用した場合の航空券取消料等の額（以下「旅行契約解除時の航空券取消料等」といいます。）以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目（日帰り旅行にあっては十日目）に当たる日以降に解除する場合（ハからへまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日に当たる日以降に解除する場合（ニからへまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の30%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
ニ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
ホ 旅行開始当日に解除する場合（へに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内

<p>へ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合</p>	<p>旅行代金の100%以内</p>
<p>(三) 航空会社が設定する航空券（募集型企画旅行のために旅行の目的地における宿泊費その他の費用を合算した旅行代金の額のみを表示することができ、運賃・料金を単独では表示することができない航空券（1名から利用できる「個人包括旅行運賃」に限る。））を利用する募集型企画旅行契約であって、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称、並びに当該航空券に関して航空会社が定める航空券取消料等の条件（以下「航空券取消条件」といい、当該航空会社のウェブサイト等でご確認いただけます。）及び金額を明示したもの</p>	
<p>イ 旅行契約締結後に解除する場合（口からへに掲げる場合を除く。）</p> <p>ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目に当たる日以降に解除する場合（ハからへまでに掲げる場合を除く。）</p> <p>ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に解除する場合（ニからへまでに掲げる場合を除く。）</p> <p>ニ 旅行開始日の前日に解除する場合</p> <p>ホ 旅行開始当日に解除する場合（へに掲げる場合を除く。）</p> <p>へ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合</p>	<p>旅行契約解除時の航空券取消料等の額以内</p> <p>旅行代金の20%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内</p> <p>旅行代金の30%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内</p> <p>旅行代金の40%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内</p> <p>旅行代金の50%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内</p> <p>旅行代金の100%以内</p>
<p>(四) 貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約</p>	<p>(略)</p>
<p>備考 (一) (略)</p> <p>(二) (略)</p> <p>(三) 第二項及び第三項の場合において、当該航空券に関して、当社が航空会社に対して支払うべき航空券取消料等が生じなかったときは、旅行契約解除時の航空券取消料等の額は無料として取り扱い、航空会社により航空券取消料等が減額されたときは、当該減額後の航空券取消料等の額を旅行契</p>	

約解除時の航空券取消料等の額として取り扱います。

二 海外旅行に係る取消料

区 分	取消料
(一) 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約並びに本邦外を出发地及び到着地とする募集型企画旅行契約（次項から第四項に掲げる旅行契約を除く。）	
(略)	(略)
(二) 本邦出国時又は帰国時に、航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券を利用する募集型企画旅行契約であって、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称並びに航空券取消条件及び航空券取消料等の金額を明示したもの（次項及び第四項に掲げる旅行契約を除く。）	
<p>イ 旅行契約締結後に解除する場合（口からホに掲げる場合を除く。）</p> <p>ロ 旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって四十日目に当たる日以降に解除するとき（ハからホまでに掲げる場合を除く。）</p> <p>ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合（ニ及びホに掲げる場合を除く。）</p> <p>ニ 旅行開始日の前々日以降に解除する場合ホに掲げる場合を除く。）</p> <p>ホ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合</p>	<p>旅行契約解除時の航空券取消料等の額以内</p> <p>旅行代金の10%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内</p> <p>旅行代金の20%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内</p> <p>旅行代金の50%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内</p> <p>旅行代金の100%以内</p>
(三) 貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約	
(略)	(略)
(四) 旅行日程中に3泊以上のクルーズ日程を含む募集型企画旅行契約（次項に掲げる旅行契約を除く。）	
イ 日程に含まれるクルーズに係る取消料規定の取消料收受期間の起算日であるクルーズ開始日を旅行開	①クルーズ中の泊数が当該募集型企画

<p><u>始日と読み替えた期間内に解除する場合（口に掲げる場合を除く）</u></p> <p><u>ロ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合</u></p>	<p><u>旅行の日程中の宿泊数（航空機内のものを除く。②において同じ。）の50%以上のもの</u></p> <p><u>当該期間に対応するクルーズの取消料收受期間の区分に適用される取消料率の2分の1に相当する率以内</u></p> <p><u>②クルーズ中の泊数が当該募集型企画旅行の日程中の宿泊数の50%未満のもの</u></p> <p><u>当該期間に対応するクルーズの取消料收受期間の区分に適用される取消料率の4分の1に相当する率以内</u></p> <p><u>旅行代金の100%以内</u></p>
<p><u>(五) 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する募集型企画旅行契約</u></p>	<p>(略)</p>
<p>注 (略)</p>	
<p>備考 (一) (略)</p> <p>(二) (略)</p> <p><u>(三) 第二項の場合において、当該航空券に関して、当社が航空会社に対して支払うべき航空券取消料等が生じなかったときは、旅行契約解除時の航空券取消料等の額は無料として取り扱い、航空会社により航空券取消料等が減額されたときは、当該減額後の航空券取消料等の額を旅行契約解除時の航空券取消料等の額として取り扱います。</u></p>	

(2) 募集型企画旅行契約の部別表第二 変更補償金

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
第一号から第六号まで (略)	(略)	(略)
七 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更 (当社が宿泊機関の等級を定めている場合であつて、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	(略)	(略)
第八号及び第九号 (略)	(略)	(略)
注一から注四まで (略)		
注五 第七号の宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト又は当社の営業所若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストによります。		
注六 (略)		
注七 (略)		

(3) 受注型企画旅行契約の部第十六条第一項

第四章 契約の解除

(旅行者の解除権)

第十六条 旅行者は、いつでも別表第一に定める取消料を当社に支払って受注型企画旅行契約を解除することができます。ただし、当社が、運送・宿泊機関等が定める取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等との間の旅行サービスに係る契約の解除に要する費用（以下、総称して「運送・宿泊機関取消料等」という。）の金額を、第五条第一項の企画書面において証憑書類を添付して明示したときは、旅行者が旅行開始前に受注型企画旅行契約を解除した場合の取消料については、別表第一に定める取消料の金額にかかわらず、当社が運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない運送・宿泊機関取消料等の合計額以内の金額とします。通信契約を解除する場合にあつては、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして、本項に規定する取消料の支払いを受けます。

(4) 受注型企画旅行契約の部別表第一 取消料

別表第一 取消料（第十六条第一項関係）	
一 国内旅行に係る取消料（略）	
二 海外旅行に係る取消料	
区 分	取消料
（一）本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する受注型企画旅行契約並びに本邦外を出発地及び到着地とする受注型企画旅行契約（次項及び第三項に掲げる旅行契約を除く。）	
（略）	（略）
（二）貸切航空機を利用する受注型企画旅行契約	
（略）	（略）
（三）旅行日程中に3泊以上のクルーズ日程を含む受注型企画旅行契約（次項に掲げる旅行契約を除く。）	
<p>イ <u>口からハマまでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。）</u></p> <p>ロ <u>日程に含まれるクルーズに係る取消料規定の取消料収受期間の起算日であるクルーズ開始日を旅行開始日と読み替えた期間内に解除する場合（ハに掲げる場合を除く）</u></p>	<p>企画料金に相当する金額</p> <p>①クルーズ中の泊数が当該受注型企画旅行の日程中の宿泊数（航空機内のものを除く。②において同じ。）の50%以上のもの 当該期間に対応するクルーズの取消料収受期間の区分に適用される取消料率の2分の1に相当する率以内</p> <p>②クルーズ中の泊数が当該受注型企画旅行の日程中の宿泊数の50%未満のもの 当該期間に対応</p>

<p><u>ハ. 旅行開始後の解除または無連絡不参加の場合</u></p>	<p><u>するクルーズの取 消料收受期間の区 分に適用される取 消料率の4分の1 に相当する率以内 旅行代金の100% 以内</u></p>
<p><u>(四) 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する受注型企画旅行契約</u></p>	<p>(略)</p>
<p>備考 (略)</p>	

(5) 受注型企画旅行契約の部別表第二 変更補償金

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
第一号から第六号まで (略)	(略)	(略)
七 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更 (当社が宿泊機関の等級を定めている場合であつて、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	(略)	(略)
第八号 (略)	(略)	(略)
注一から注四まで (略)		
注五 第七号の宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト又は当社の営業所若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストによります。		
注六 (略)		

2. 上記1. 以外は標準旅行業約款と同一の内容である。

以 上